

## 2010年JMRC中部ジムカーナ選手権規定

### 第1章 総則

JAF中部地域クラブ協議会（以下「JMRC中部」という）は2010年JMRC中部ジムカーナ競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉を称えるため、JMRC中部ジムカーナ選手権規定を制定する。

#### 第1条 種別および区分

1. JMRC中部ジムカーナ選手権（JAF中部ジムカーナ選手権とWタイトルとする）
2. JMRC中部ジムカーナミドル選手権
  - 1) JMRC中部ジムカーナ東海シリーズ
  - 2) JMRC中部ジムカーナ北陸シリーズ

#### 第2条 格式

1. JMRC中部ジムカーナ選手権
  - 1) 準国内競技または国内競技とし中部地区の上級者を対象とした選手権とする。
2. JMRC中部ジムカーナミドル選手権
  - 1) クローズド競技、地方競技または準国内競技とし、初中級者を対象とした選手権とする。クローズド競技の場合はJMRC中部の指導に従った開催内容とすること。

#### 第3条 競技会の数

各シリーズの最大開催数を10大会とする。  
各シリーズ1オーガナイザー1開催を原則とするが、ジムカーナ部会が認めた場合は、複数開催を認める。

#### 第4条 オーガナイザー

JMRC中部登録の公認クラブ、加盟クラブまたは加盟団体が組織できる。

#### 第5条 申請資格

1. JMRC中部ジムカーナ選手権  
主催クラブはJAF規定に準ずる開催実績を充分つんでいること。
2. JMRC中部ジムカーナミドル選手権  
主催クラブはジムカーナ部会が認める開催実績をつんでいること。

#### 第6条 登録申請

JMRC中部の定めた所定の方法で申請すること。

#### 第7条 開催日程

1. JMRC中部ジムカーナ選手権  
当該年3月第1日曜日～10月第1日曜日

#### 2. JMRC中部ジムカーナミドル選手権

当該年1月1日～10月末日までの日曜日とする。

※ジムカーナ部会が認めた場合は、上記以外の開催日を認める場合がある。

#### 第8条 選手権の認定

当該選手権競技会として認定を受けるオーガナイザーは、選手権競技会に関する諸規則を遵守しなければならない。競技会終了後、選手権競技会としての要件を満たさなかったと判断した場合は、当該選手権のタイトルを取り消す場合がある。

#### 第9条 参加車両

1. JMRC中部ジムカーナ選手権  
当該年JAF日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定およびJMRC中部の指導に従った車両とする。
2. JMRC中部ジムカーナミドル選手権  
当該年JAF国内競技車両規則およびJMRC中部の指導に従った車両とする。

#### 第10条 クラス区分

1. JMRC中部ジムカーナ選手権
  - 1) JMRC中部タイトル認定競技クラス・認定シリーズクラス
 

N1クラス	: 気筒容積1000cc以下のN車両
N2クラス	: 気筒容積1000ccを超える前輪駆動のN車両およびPN車両
N3クラス	: 気筒容積1000ccを超える後輪駆動のN車両およびPN車両
N4クラス	: 気筒容積1000ccを超える4輪駆動のN車両およびPN車両
SA1クラス	: 気筒容積1600cc以下のSA車両
SA2クラス	: 気筒容積1600ccを超える2輪駆動のSA車両
SA3クラス	: 気筒容積1600ccを超える4輪駆動のSA車両
SC・Dクラス	: 気筒容積によるクラス区分無しのSC車両およびD車両
S1500クラス	: スーパー1500車両
<del>Lクラス</del>	: <del>N車両およびSA車両で参加する全ての女性運転者</del>
  - 2) JMRC中部タイトル認定シリーズクラス
 

Lクラス	: N車両, SA車両, S1500で参加する全ての女性運転者
PN1クラス	: 気筒容積1600cc以下の2輪駆動のPN車両
PN2クラス	: 気筒容積1600ccを超える2輪駆動のPN車両
PN3クラス	: 4輪駆動のPN車両

※上記2)に該当するクラスで参加する者は上記1)のJMRC中部タイトル認定競技クラス内で参加申し込みすること。(混走)

ジムカーナ部会は大会終了後、2)に該当する参加者に対して別途得点を与えるものとする。

## 2. JMRC中部ジムカーナミドル選手権

## 1) JMRC中部タイトル認定競技クラス・認定シリーズクラス

- N1クラス : 気筒容積 1000 cc以下のN車両  
 N2クラス : 気筒容積 1000 ccを超える前輪駆動のN車両  
 N3クラス : 気筒容積 1000 ccを超える後輪駆動のN車両  
 N4クラス : 気筒容積 1000 ccを超える4輪駆動のN車両  
 SA1クラス : 気筒容積 1600 cc以下のSA車両  
 SA2クラス : 気筒容積 1600 ccを超える2輪駆動のSA車両  
 SA3クラス : 気筒容積 1600cc を超える4輪駆動のSA車両  
 SC・Dクラス : 気筒容積によるクラス区分無しのSC車両およびD車両  
 S1500クラス : スーパー1500車両  
 Lクラス : N車両およびSA車両で参加する全ての女性運転者  
 RA2クラス : 2輪駆動のRA車両  
 RA4クラス : 4輪駆動のRA車両

但し、予想参加台数に応じて、各シリーズごとにクラスを統合することが出来る  
 RA車両：スピードSA車両を基本とし、タイヤおよびホイール規定を下記のように変更する。

①タイヤおよびホイールを2002年JAFスピードA車両規定とする。

②使用タイヤの制限を行う。(通称Sタイヤの使用禁止)

使用タイヤの制限については特別規則書に記載するものとする。

※) ~~RAクラスは2009年までとし、2010年より車両規定等を変更したラジアルタイヤ使用のクラスを設ける(予定)~~

## 2) JMRC中部タイトル認定外競技クラス・認定外シリーズクラス

その他併設クラスとして、JAF規定内で自由にクラスを設ける事が出来る。  
 ただし、当該年度の当該シリーズ全戦に設けること。

## 第11条 参加資格

## 1. JMRC中部ジムカーナ選手権

- 1) 当該年度有効なJAF競技運転者許可証所持者とする。
- 2) 競技に有効な傷害保険または共済会に加入していること。  
(死亡時500万円以上)

## 2. JMRC中部ジムカーナミドル選手権

- 1) JMRC中部タイトル認定競技クラス  
当該年度有効なJAF競技運転者許可証所持者とする。
- 2) JMRC中部タイトル認定外競技クラス  
運転免許所持者とする。
- 3) 競技に有効な傷害保険または共済会に加入していること。  
(死亡時500万円以上)

## 第12条 参加人数

1. JMRC中部ジムカーナ選手権：120名までとする。
2. JMRC中部ジムカーナミドル選手権：150名までとする。(併設クラスを除く)

※ジムカーナ部会が認めた中部地区以外で開催する競技会では、人数の制限を設けない。

## 第13条 シリーズおよび競技の成立

## 1. JMRC中部ジムカーナ選手権

1) JMRC中部タイトル認定競技クラス・認定シリーズクラス

当該年JAF日本ジムカーナノダートトライアル選手権規定に準ずる。

2) JMRC中部タイトル認定シリーズクラス

当該年JMRC中部ジムカーナミドル選手権に準ずる。

## 2. JMRC中部ジムカーナミドル選手権

## 1) シリーズの成立

各クラスとも3回の開催でシリーズ成立とする。

## 2) 競技の成立

各クラス3名の参加受付でクラス成立とする。

## 第14条 競技会の延期、中止、非開催

正当な理由無く開催しなかったオーガナイザーに対しては、次年度の選手権の登録申請を認めない場合がある。

## 第15条 規則違反

競技会において規則違反が有った場合、当該違反者に対して罰則を適用する場合があります。

## 第16条 選手権保持者の認定

## 1. JMRC中部は各クラス上位6名を選手権保持者として認定する。

但し、参加人数の少ないクラスに関しては認定人数を削減する場合がある。

## 2. 得点合計の対象

## 1) JMRC中部ジムカーナ選手権

当該年JAF日本ジムカーナノダートトライアル選手権規定に準ずる。

但し、L、PN1、PN2、PN3クラスはJMRC中部ジムカーナミドル選手権に準ずる。

## 2) JMRC中部ジムカーナミドル選手権

開催数-1戦を得点合計の対象とする。

ただし、得点合計の対象が3競技会に満たない場合は、すべての競技会が得点の対象となる。

## 3. 複数の競技者が同一得点を得た場合

当該年JAF日本ジムカーナノダートトライアル選手権規定に準ずる。

## 第17条 得点基準

## 1. JMRC中部ジムカーナ選手権

当該年JAF日本ジムカーナノダートトライアル選手権規定に準ずる。

## 2. JMRC中部ジムカーナミドル選手権

当該年JAF日本ジムカーナノダートトライアル選手権規定に準ずる。

## 第18条 賞の授与

JMRC中部は選手権保持者として認定された者に対し賞典を与える。  
~~ただし、最終戦参加申し込み時までにJMRC中部所属のクラブ・団体に所属されていること。~~

4) シリーズの順位は最終戦までにJMRC中部に加盟しているクラブ、団体に所属し、  
競技参加した者に与えられる。未所属の場合はシリーズ順位が抹消され、下位の者に繰り上げられて与えられる。

## 第19条 参加申込に関する規定

## 1. 受付期間

1) 開催日の1ヶ月前から14日前までとする。

例： 開催日 2009年3月 7日  
 受付開始日 2009年2月 7日  
 受付締切日 2009年2月21日

2) ミドル戦は各オーガナイザーで審議し決定すること。  
 ただし、各シリーズは統一すること。

## 2. 受理基準

1) JMRC中部ジムカーナ選手権

参加申込締切り後、JMRC中部ジムカーナシリーズ指導要綱に基づく選考を行い  
 上級者より受理する。

2) JMRC中部ジムカーナミドル選手権

先着順に受理する。(ポイント獲得者の優遇は行わない。)  
 JMRC中部シードドライバーおよび前年度の全日本選手権ポイント獲得者は、  
 参加することが出来ない。ただし、JMRC中部タイトル認定外クラスは除く。

## 第20条 参加費

各シリーズとも統一参加料が望ましい。

## 第21条 保険

オーガナイザーは、JAF規定に基づく傷害保険(共済制度を含む)を付保すること。

## 第22条 シリーズ表彰

## 1. JMRC中部ジムカーナ選手権

- 1) JMRC中部が企画し表彰対象者を表彰する。
- 2) 表彰式に本人または代理人の出席が無い場合は表彰および賞典を受け取る事が出来ない。
- 3) シリーズの順位はシリーズ最終戦までにJMRC中部に加盟しているクラブ、団体に所属し、競技参加した者に与えられる。未所属の場合はシリーズ順位が抹消される。(シリーズ順位の繰り上げは行わない。)

## 2. JMRC中部ジムカーナミドル選手権

- 1) シリーズのオーガナイザーが企画し表彰対象者を表彰する。
- 2) シリーズ1位の者はJMRC中部より表彰される。(JMRC中部認定クラスのみ)
- 3) 表彰式に本人または代理人の出席が無い場合、表彰および賞典を受け取る事が出来ない。

## 第23条 シリーズ協力金

## 1. JMRC中部ジムカーナ選手権

協力金の徴収額および使途についてはJMRC中部で決定する。  
 主催者は期限内にシリーズ事務局へ協力金を支払わなければならない。

## 2. JMRC中部ジムカーナミドル選手権

協力金の徴収額および使途についてはシリーズのオーガナイザーが決定する。  
 シリーズ事務局はJMRC中部へ認定クラス分、規定のタイトル料を支払うこと。

## 第24条 審査委員会

## 1. JMRC中部ジムカーナ選手権

- 1) 審査委員会メンバーはJMRC中部派遣の2名を含む2名以上で構成すること。
- 2) JMRC中部審査委員グループへ審査委員派遣費用として1大会につき4万円を負担すること。

## 2. JMRC中部ジムカーナミドル選手権

ミドル戦の審査委員会メンバーは、シリーズ主催者で協議した2名以上で構成し、  
 事前にジムカーナ部会の承認を受けること。

## 第25条 付 則

1. シリーズの成績優秀者は、JMRC全国オールスタージムカーナおよび西日本フェスティバルに出場する権利を有する。詳細については別に広報する。
2. JMRC中部ジムカーナ選手権の成績優秀者を部会で審議し、翌年のJMRC中部シードドライバーとして認定する。
3. 競技会の安全運営の徹底と安全意識の高揚を図るために、JMRC中部運営委員会が認定した認定救急安全委員を1名以上常任させること。
4. 本規定に疑義が生じた場合は、JMRC中部ジムカーナ部会で審議しJMRC中部運営委員会の承認を得た結果を最終とする。
5. 本選手権規定は2010年1月1日から施行する。 以上

2009.07.07 JMRC 中部運営委員会 承認